

労働者の権利という視点からみた研修・技能実習制度

The Foreign Trainee and Technical Intern Training Program from the
Perspective of Labor Rights

指宿 昭一（外国人研修生問題弁護士連絡会共同代表）

Syoichi Ibusuki

(Co-representative, Lawyers' Network for Foreign Trainees, Japan)

1 研修・技能実習生に対する人権侵害及び労働関係諸法令違反

(1) 労働関係諸法令違反

- ① スキールほか（外国人研修生）事件（熊本地裁平成 22.1.29・労働判例 1002 号、福岡高裁平成 22.9.13・労働判例 1013 号）

研修期間の労働者性を認定。研修手当月 6 万円。残業時給 300 円。強制貯金。

- ② 三和サービス（外国人研修生）事件（津地裁四日市支部平成 21.3.18 労働判例 983 号、名古屋高裁平成 22.3.25・労働判例 1003 号）

研修期間の労働者性を認定。研修手当月 6 万円。残業時給 300 円、350 円、400 円。解雇無効を認定（控訴審）。

(2) 危険かつ劣悪な労働環境と過労死

2008 年研修生・技能実習生死亡者（財団法人国際研修協力機構＝JITCO）
35 名（脳・心臓疾患 16 名、自殺 2 名）

2009 年研修生・技能実習生死亡者（JITCO）
27 名（脳・心臓疾患 9 名、自殺 3 名）

- ① フジ電化工業（技能実習生過労死）事件（鹿嶋労働基準監督署決定平成 22.11.19・指宿昭一 2011「技能実習生過労死隠しとの闘い」労働法律旬報 1740 号）死亡直前 3～5 ヶ月の時間外労働が 93～109 時間であることが確認された。真実と虚偽の二種のタイムカードを作成。

会社と同社社長は労基法違反により罰金 50 万円の略式命令。

(3) 送り出し機関による不適切な管理

- ① 上海漢森投資發展有限公司事件（指宿昭一 2009「外国人研修・技能実習生の権利行使を阻む保証金・違約金契約」賃金と社会保障 1483 号）

「日本の裁判所、社会团体、報道機関に訴えない。」旨の契約。保証金 2 万元（約 32 万円）、金額不定の違約金契約と家屋担保契約。

→4 名の技能実習生が約 400 万円の未払残業代の支払いを得て帰国したところ、送り出し機関は保証金没収、5 万 2000 元の違約金を請求して提訴。実習生敗訴後、再審で和解成立。

(4) 強制帰国

- ① 協同組合フレンドニッポン（技能実習生）事件（東京地裁平成 23.5.9）／第一次受入れ機関による、強制帰国のための長時間住居滞留の不法行為責任を肯定。

(5) 人権侵害行為

- ① プラスパアパレルほか（外国人研修生）事件／パスポートと通帳取り上げ行為につき、第一次、第二次受入機関の共同不法行為による責任を肯定。

2 研修・技能実習制度問題の根拠

(1) 制度目的（技術移転による国際貢献）と実態（Cheap Labor の確保）の乖離

(2) 受入れ機関への従属関係

ア 職業移転の自由の制約

イ 強制帰国

(3) 送出し機関への従属関係

ア 保証金徴収

イ 違約金契約（担保・保証契約付）

3 制度廃止の必要性

4 参考文献

外国人研修生権利ネットワーク編 2006 年「外国人研修生 時給 300 円の労働者」明石書店／外国人研修生権利ネットワーク編 2009 年「外国人研修生 時給 3

00円の労働者」明石書店